口

○公安委公告

○公告

〇告示

目



10月21日 (火曜日)

平成 26 年

な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課)………………県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要 公有水面の埋立ての免許 (港湾課)一 農用地利用配分計画の認可の申請 次 (農業振興課)

山口県告示第三百三十九号

定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。 ればならない区域の指定に関する告示(平成二十五年山口県告示第三十九号)により指 害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 特定有

平成二十六年十月二十一日

山口県知事

村

岡

嗣

政

解除に係る形質変更時要届出区域

山口県告示第三百四十一号

定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。 ればならない区域の指定に関する告示 害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ (平成二十六年山口県告示第五十一号) により指

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村 尚 嗣

政

光市大字光井字武田四七二〇の一部

特定有害物質の種類

解除に係る形質変更時要届出区域

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

光市大字光井字武田四七二〇の

部

山口県告示第三百四十号

 \equiv

定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。 ればならない区域の指定に関する告示 害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有 平成二十六年十月二十一日

(平成二十五年山口県告示第四十四号) により指

山口県知事 村 圌 嗣

政

部

解除に係る形質変更時要届出区域

光市大字島田字八幡三四三四の一二の一部及び同市大字光井字武田四七二〇の一

特定有害物質の種類

 \equiv 水銀及びその化合物

:四四

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

应

一地先公有水面

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二及び同大字字洲崎四三一六の

報

埋立区域

位置

号 \equiv

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

水銀及びその化合物

山口県告示第三百四十二号

16の地点

15の地点から九六度二三分三八秒三・三〇メートルの地点 14の地点から九六度□三分○六秒五・四九メートルの地点 13の地点から六度二五分一三秒○・六○メートルの地点 12の地点から九六度二七分一七秒二・四〇メートルの地点 11の地点から一八六度二五分一三秒○・六○メートルの地点

16の地点から一九○度五六分○八秒○・三九メー

トルの地点

15の地点 14の地点 13の地点 12の地点

17の地点

面積

、公有水面の埋立てを免許した。 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定に基づき、 次のとお

平成二十六年十月二十一日

(定期)

久賀港港湾管理者

山口県

との境界線に囲まれた区域

成二十六年春分の満潮位 次の1の地点から17の地点までを順次結んだ線及び1の地点と17の地点を結ぶ平 $\widehat{\mathbf{D}}$ L. +三・四四メートル) における公有水面と陸地

1の地点 点」という。) から五四度三三分四五秒三三七・二九メートルの地点 五六分四七・五〇四秒東経一三二度一五分四八・五〇四秒) 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点 (北緯三三度 (以下「基準

山

3の地点 4の地点 2の地点 3の地点から九七度五三分○七秒三一・二五メートルの地点 2の地点から一八七度五二分五七秒○・七○メートルの地点 1の地点から九七度五三分○二秒一・九七メートルの地点

7の地点 6の地点 5の地点 6の地点から九七度○四分五○秒一九・九五メートルの地点 5の地点から九七度二四分二八秒一九・九五メートルの地点 4の地点から九七度四三分四二秒一九・一○メートルの地点

9の地点 8の地点 7の地点から九六度四五分○七秒一九・九五メートルの地点 8の地点から九六度三三分二二秒五・○五メートルの地点

10の地点 11 9の地点から六度二五分二一秒○・七○メートルの地点 10の地点から九六度二九分二〇秒二・〇〇メートルの地点

の地点

埋立てに関する工事の施行区域

五九八・六四平方メートル

山口県知事 村 圌 嗣 政

次の①の地点から図の地点までを順次結んだ線及び①の地点と図の地点を結んだ

ら同大字字洲崎四三一六の二〇に至る土地の地先公有水面

三の三までに沿接する一般国道四三七号地内並びに同大字字新蔵浜四七四九の二か 及び四三一六の二〇並びに同大字字古町四五七四の二から同大字字阿弥陀寺四四四

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二、同大字字洲崎四三一六の一二

①の地点 線に囲まれた区域 基準点から五六度一六分二七秒三二一・九一メー

⑤の地点 ③の地点 ②の地点 ④の地点 ②の地点から一九度三二分〇八秒五・八三メートルの地点 ①の地点から八度〇五分〇八秒一〇・九八メー ④の地点から二五度〇五分二六秒一九・四三メートルの地点 ③の地点から二五度○三分三○秒一○・七四メートルの地点 ルの地点 トルの地点

⑦の地点 ⑥の地点 ⑥の地点から五六度〇五分四九秒三・一三メートルの地点 ⑤の地点から四七度一〇分二二秒一・六二メートルの地点

⑧の地点 ⑨の地点 ⑧の地点から七度○○分三五秒二六・三○メートルの地点 ⑦の地点から六〇度三六分五五秒三・二七メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点 ⑩の地点から一〇〇度五八分一八秒一一八・九〇メートルの地点 ⑨の地点から一○七度○九分○八秒二・三○メートルの地点

③の地点 ⑫の地点 ⑫の地点から一○二度三五分○一秒六・○○メートルの地点 ⑪の地点から一九二度三五分五三秒二八・一六メートルの地点

①の地点 個の地点 (4)の地点から二六七度五五分五六秒二・七四メー ⑬の地点から一九二度三四分一六秒三四・一○メートルの地点 トルの地点

⑪の地点 16の地点 ⑥の地点から二六九度五四分五六秒四・七五メー ⑮の地点から二六七度五五分五八秒一○・二六メートルの地点 Ш

口市滝町

一番

号

口県 口県知事

村岡

嗣政

兀

免許を受けた者

Ŧi.

免許の年月日

平成二十六年十月十日

⑩の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点から二七三度五三分五七秒一一・六五メートルの地点 ⑫の地点から二五二度四三分○二秒六・五三メートルの地点 ⑱の地点から二一三度○六分一九秒○・六八メートルの地点 ①の地点から二五六度四二分三三秒一・七〇メートルの地点

②の地点 ②の地点から二七八度〇七分四八秒六・二七メートルの地点

②の地点 ◎の地点から二七六度三八分一五秒○・七九メートルの地点

②の地点 ②の地点 ②の地点から二七七度五九分一七秒一二・七二メートルの地点 ◎の地点から二七八度○○分四七秒八・五一メートルの地点

②の地点 26の地点 ◎の地点から二六七度○二分五七秒三・二六メートルの地点 ⑩の地点から二七八度一一分○七秒一三・八二メートルの地点

29の地点 28の地点 ◎の地点から二七七度三五分五九秒三・八二メートルの地点 ◎の地点から二七八度一二分一五秒七・四五メートルの地点

③の地点 ③の地点 ③の地点から二七八度三六分一二秒八・五四メートルの地点 ⑳の地点から二七八度○二分二一秒八・六四メートルの地点

③の地点 ③の地点 ③の地点から二七九度一四分五七秒三・〇一メートルの地点 ③の地点から二七八度○五分○七秒九・七八メートルの地点 ③の地点から二七八度二五分一九秒一三・六六メートルの地点

面積 九、三九三・一一平方メートル

口

埋立地の用途

防 埠ふ 道 用 災 路 頭 施 設 用 用 用 途 地 地 地 埋立地の南側に配置 道路用地と埠頭用地の間に配置 埋立地の北側に配置 配 置 規 約八○平方メート |三〇平方メートル 一九〇平方メー

山

山口県告示第三百四十三号

要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必 の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十一日

村

岡

嗣

政

びに警備艇ながとの定期検査業務」を加える。 二中「中間検査業務並びに」を「中間検査業務、 に改め、 「処分業務」 の 下 に 並



(三五八) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 国土調査

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

国土調査を行った者の名称等

模

| 周東町祖生の一部 | 岩国市地籍簿 | 平成二十六年二月二十四日まで平成二十四年四月二十七日から | 市 | 玉 | 岩 |
|--|--------|------------------------------|------|----|------------|
| 山町の各一部大字来巻、大字河内及び桃 | 下松市地籍簿 | 平成二十六年三月五日まで平成二十四年四月二十七日から | 市 | 松 | 下 |
| 町二丁目の各一部町二丁目の各一部で島等子待東町、下島、一部の一川の町一丁目及び下島山中町一丁目及び下島・一丁日、一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の | 下関市地籍湾 | 平成二十五年十二月十九日まで平成二十四年五月七日から | 市 | 関 | 下 |
| 国土調査を行った地域 | 成果の名称 | 国土調査を行った期間 | 者査のを | た調 | 名行国 称っ土 |

\equiv 認証年月日

平成二十六年十月二十一日

(三五九)農用地利用配分計画の認可の申請

りました。 の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律 農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があ (平成二十五年法律第百一号) 第十八条第一項

間、 当該農用地利用配分計画は、平成二十六年十月二十一日から同年十一月四日までの 山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村 圌 嗣 政

農用地利用配分計画の概要

| | | - | | | |
|----------|--|--------------------|-------|--------|------------|
| 一四、四六三 | ―ほか九筆――――――――――――――――――――――――――――――――――― | つ // つ の | 島一一四六 | 〃 名田島 | 有限会社名田島農産 |
| 四、六三 | 六二四ほか七筆秋穂二島字東下 | 沖田五六 | 二島六二〇 | 三山口市秋穂 | 農事組合法人杵崎の里 |
| (平方メートル) | 在 | 所 | 所 | 住 | 氏名又は名称 |
| ・受ける土地 | 賃借権の設定等を | | 者 | 等を受ける | 賃借権の設定 |

申請年月日

平成二十六年十月六日

口



告

公

Щ

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村 岡 嗣

入札に付する事項

次に掲げる業務の委託 業務の名称及び数量

警備艇ながとの定期検査業務 一式

政

業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

 (Ξ) 履行期間

入札説明書による。

入札参加資格

人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 地方自治法施行令

する者でないこと。 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十 六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 に格付されている者であること。 六年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

けていないこと。 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受 平成二十六年十月二十一日から同年十二月四日までの間のいずれの日においても

 \equiv 契約条項を示す場所

山口市滝町 番一号 山口県警察本部警務部会計課

兀 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

Ŧi. 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(--)記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額(その額に一円未満の端数があるときは、 落札決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、 見積もった金額の百八分の百に相当す これを切り捨てる。)を加算した金

提出場所

山口県警察本部警務部会計課

 (Ξ) 受領期限

年十二月四日午後一時三十分) 平成二十六年十二月三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六

入札を執行する場所及び日時

場所

日時 山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二)

七 入札保証金

平成二十六年十二月四日午後一時三十分

無効入札

免除する。

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

九 落札者の決定方法 ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県知事 村岡

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

 (\Box)

契約書の作成の要否

 (Ξ)

(四) 契約保証金

免除する。

(五) 課(電話○八三−九三三−三九一五)に申請書を提出すること。 をする場合は、平成二十六年十一月二十五日午後五時までに山口県会計管理局会計 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三-九三三-〇一一

○) に問い合わせること。

Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration De-

partment, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

- (2) Nature and quantity of the service to be required: Periodic inspection of Patorol Boat NAGATO
- Term of the contract: Specified in the tender manual
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, 083-933-0110) Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel.
- Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 3, 2014 (If brought in person: 1:30 P.M. December 4, 2014)

平成二十六年十月二十一日発行平成二十六年十月二十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事